

# 社会課題解決型クラウドファンディング活用事業 対象事業認定 実施要綱

令和7年8月1日商産第694号

## (通則)

第1条 社会課題解決型クラウドファンディング活用事業に係る対象事業の認定については、この要綱に定めるところによる。

## (目的)

第2条 この事業は、地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第1項第1号に規定する寄附及び地域再生法（平成17年法律第24号）第13条の3に規定する寄附の制度を活用し、アントレプレナーシップの養成やソーシャル・スタートアップの経営基盤強化等に要する経費を補助することにより、スタートアップの創出や新事業・新産業の創出及び人口減少、高齢化といった社会課題を解決し、新たな市場の創出・拡大を図ることを目的に実施する。

## (対象事業)

第3条 本事業の対象となる事業はアントレプレナーシップ養成を行う大学・支援機関等が行うアントレプレナーシップ養成事業及びソーシャル・スタートアップが行う社会課題解決型プロジェクト事業とする。

2 前項事業は寄附金による調達額が目標額に達しない場合も、当該事業を実施することを前提に計画される事業とする。

## (定義)

第4条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) アントレプレナーシップ 自ら社会の課題を発見し、周囲のリソースや環境の制限を越えて行動を起こし新たな価値を生み出していく精神をいう。
- (2) スタートアップ IPOやM&AといったEXITを前提に革新的な技術やビジネスモデルで世界に新しい価値を生み出しながら急成長を遂げる企業をいう。
- (3) ソーシャル・スタートアップ 社会課題の解決を最大の目的とし、経済的持続性と社会的インパクトとの両立を目指すスタートアップをいう。
- (4) 個人版ふるさと納税 地方税法第37条の2第1項第1号に規定する寄附をいう。
- (5) 企業版ふるさと納税 地域再生法第13条の3に規定する寄附をいう。

## (事業認定の申請)

第5条 対象事業の認定を受けようとする者（以下「事業認定申請者」という。）は、事業計画認定申請書（第1号様式）を、毎年度知事が定める公募期間内に提出しなければならない。

2 事業認定申請者は、前項の申請にあたり、調達時に活用する寄附の制度について別表第1の寄附金の種類の欄より1つを選択するものとする。

3 対象経費は、別表第1に定める。

## (事業の認定)

第6条 知事は、事業認定申請書を受理したときは、当該申請に係る書類を審査する。

2 知事は、事業の認定が適当と判断される事業に対し事業認定を行い、認定の内容及びこれに付した条件を事業認定申請者に通知するものとする。

3 知事は、事業の認定が不適当と認めるときは、事業を認定しないものとし、その旨を事業認定申請者に通知するものとする。

(事業変更等の承認)

第7条 前条により事業認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)が、当該認定に係る事業(以下「認定事業」という。)の内容を変更する場合は、すみやかに認定事業変更承認申請書(第2号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 認定事業者は、認定事業を中止又は廃止する場合は、あらかじめ、認定事業中止(廃止)承認申請書(第3号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、前二項の承認をする場合において、必要に応じ事業認定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

(認定の取消し)

第8条 知事は、次のいずれかに該当すると認めた場合は、第6条第2項による事業の認定を取り消し、その旨を当該認定事業者に通知するものとする。

(1) 認定事業者が、法令又は本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 認定事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適切な行為をした場合

(3) 事業認定後生じた事情の変更等により、認定事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(資金の調達)

第9条 知事は、沖縄県ホームページや沖縄県が契約するふるさと納税ポータルサイトにおいて認定事業を掲載し、募集期間を定めて寄附金を募り資金の調達を行う。

2 資金の調達は、認定事業者が第5条の事業認定申請時に設定する目標金額を上限に行う。ただし、目標金額を寄附額が超過した場合は、目標金額に当該超過分を上乗せした金額で調達を行う。

(予算措置)

第10条 前条第1項の規定による寄附として受領した寄附金は、個人版ふるさと納税を活用する場合には、寄附金額からふるさと納税ポータルサイト運営事業者への手数料等その他事務手続きに要する費用等を差し引いた額を、企業版ふるさと納税を活用する場合には、寄附金額の全額を、沖縄県ふるさと寄附金基金条例(令和5年沖縄県条例第29号)により設置する沖縄県ふるさと寄附金基金に積み立てるものとする。

(寄附額の確定)

第11条 知事は、第9条の規定により受け付けた寄附金額が確定したときは、その額を速やかに認定事業者に通知するものとする。

(認定事業に対する補助)

第12条 認定事業に対する補助は、寄附募集年度の翌年度の予算成立後に行うものとし、申請等手続きについては別途定めるものとする。

(雑則)

第13条 本要綱に定めるほか、必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、令和7年8月1日から施行する。

別表第1（第5条第2項及び第3項関係）

寄附金の種類	対象経費	
	区分	内容
1 個人版ふるさと納税	(1) 労務費	認定事業に直接従事する者の作業時間に対する労務費 ア 人件費（学生は不可） イ 補助員費
	(2) 事業費	事業者が認定事業を行うために必要と認められる経費 ア 旅費 イ 謝金 ウ 会議費 エ 賃借料 オ 外注費 カ 販路開拓費（印刷製本費、コンテンツ制作費、展示会出展費等） キ 物品費 ク 原材料費 ケ その他諸経費
2 企業版ふるさと納税	(1) 労務費	認定事業に直接従事する者の作業時間に対する労務費 ア 人件費（学生は不可） イ 補助員費
	(2) 事業費	事業者が認定事業を行うために必要と認められる経費 ア 旅費 イ 謝金 ウ 会議費 エ 賃借料 オ 外注費 カ 販路開拓費（印刷製本費、コンテンツ制作費、展示会出展費等） キ 物品費 ク 原材料費 ケ その他諸経費